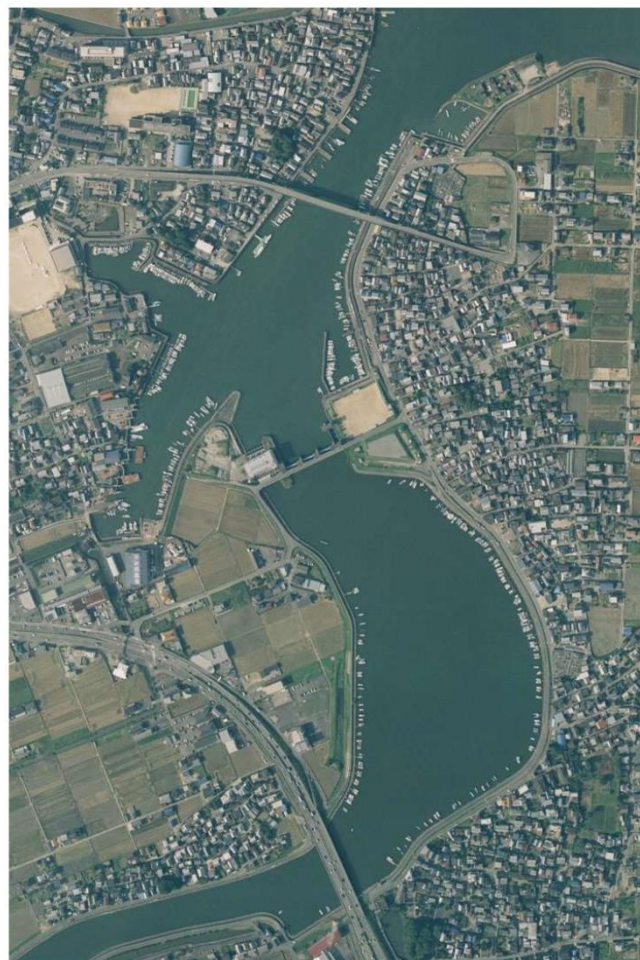


第 18 回 勢田川等水面利用対策協議会



昭和 50 年



平成 20 年



令和 2 年

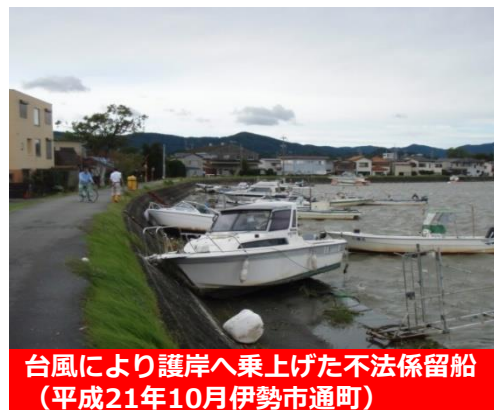
令和 5 年 1 月 30 日

勢田川等水面利用対策協議会による不法係留船対策の取組

▼不法係留船が引き起こす問題

不法係留船は、日常の管理が不十分であることが多く様々な面で問題を引き起こすおそれがあります。

- ①洪水時の流下阻害
- ②船舶が流出した場合の護岸等他の施設への損傷
- ③津波や高潮により船舶が護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害
- ④油漏れによる水質事故
- ⑤他の水面利用者の自由使用の妨げ
- ⑥騒音、ゴミの不法投棄等による周辺住民の生活環境の悪化を招く など



▼勢田川等水面利用対策協議会の設立とこれまでの取組

勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港には、**951**隻(平成22年1月時点)の不法係留船が無秩序に係留されていました。そこで平成21年11月に地域住民の代表者や漁業関係者、行政が中心となり『勢田川等水面利用対策協議会』を設立し、不法係留船対策を進めてきました。これまでの取組により、不法係留船は**49**隻(令和4年10月時点)まで減少しました。今後も不法係留船ゼロを目指し、引き続き取組を進めていきます。

★勢田川不法係留船舶減少の状況(伊勢市一色町地先)



平成21年11月時点



令和3年2月時点

当初からの協議事項 | 協議会の協議事項

▼協議会において協議・検討していく 基本事項(10項目)

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置※
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設@（確保増の取組強化等）
- ⑧ 重点的撤去区域の設定（河川）
- ⑨ 放置等禁止区域の指定（港湾）※
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

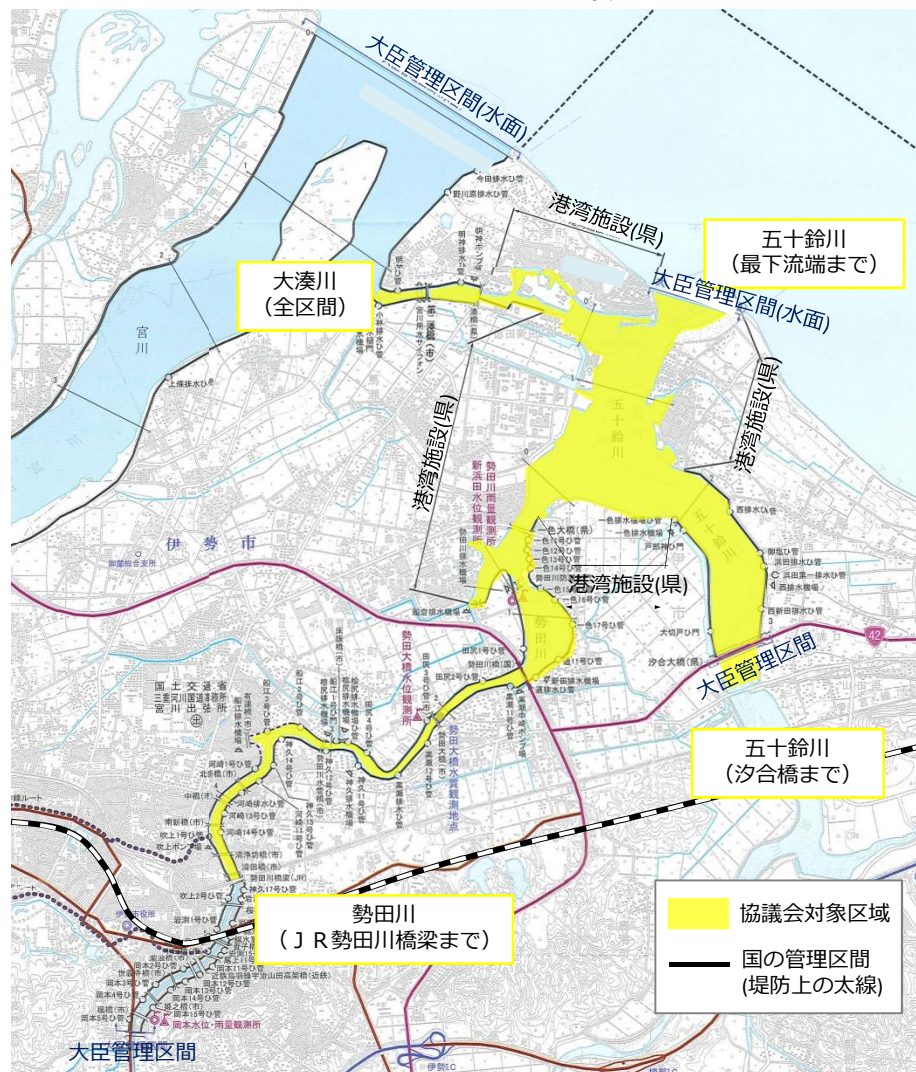
※は今後の重点実施事項

@は今回の協議事項

（本資料P13～P18）

▼協議会対象区域

五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設



報告事項 | スケジュール

▼第8回から第15回協議会まで

「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度末までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

「Ⅰ係留場所の確保増」と「Ⅱ係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、今後5年（令和元年度中）で解決を目指す。

Ⅰ 係留場所の確保増

H27	H28	H29	H30	R1
-----	-----	-----	-----	----

- ・現状施設の活用（占用主体は公募による）
- ・民間マリーナの活用
- ・新規施設の設置

Ⅱ 係留対象船の減

H27	H28	H29	H30	R1
-----	-----	-----	-----	----

是正指導

- ・協議会方針周知（撤去指導）
- ・アンケート調査



- ・注意書、警告書送付
- ・現地へ警告看板設置

所有者
不明船
の撤去
（簡易代執行）

強制撤去

- ・指示書交付



- ・監督処分



- ・行政代執行

▼第16回・第17回協議会

平成27年から「5年で解決」を目標に対策を推進してきましたが、解決には至らず。

引き続き、国土交通省及び水産庁による推進計画に合わせて令和4年度完了を目標に対策を推進。

令和4年度までの目標

- ◆ 排除に向けた手続き

「係留対象船の減」の対策を推進し、今後2年（令和4年度中）で解決を目指す。

係留対象船の減

R2	R3	R4
----	----	----

是正指導・強制撤去

- ・注意書、警告書送付
- ・現地へ警告看板設置
- ・所有者不明船の撤去（簡易代執行）

- ・指示書交付
- ↓
- ・監督処分
- ↓
- ・行政代執行

報告事項 | 係留場所の確保: 係留が認められる施設



1 (占用済)

ゴーリキ
マリンヴィレッジ



2 (占用済)

大湊川(南側流路)



3 (占用済)

マリーナ伊勢



4 [候補地]

大湊川
(五十鈴川合流点側)



5 (占用済)

今一色漁港区



6 [候補地]

一色町物揚場施設



7 (占用済)

一色町地先船溜まり



8 (占用済)

秀英工業



11 (占用済)

神社港 (海の駅)



10 (占用済)

一色大橋下流左岸



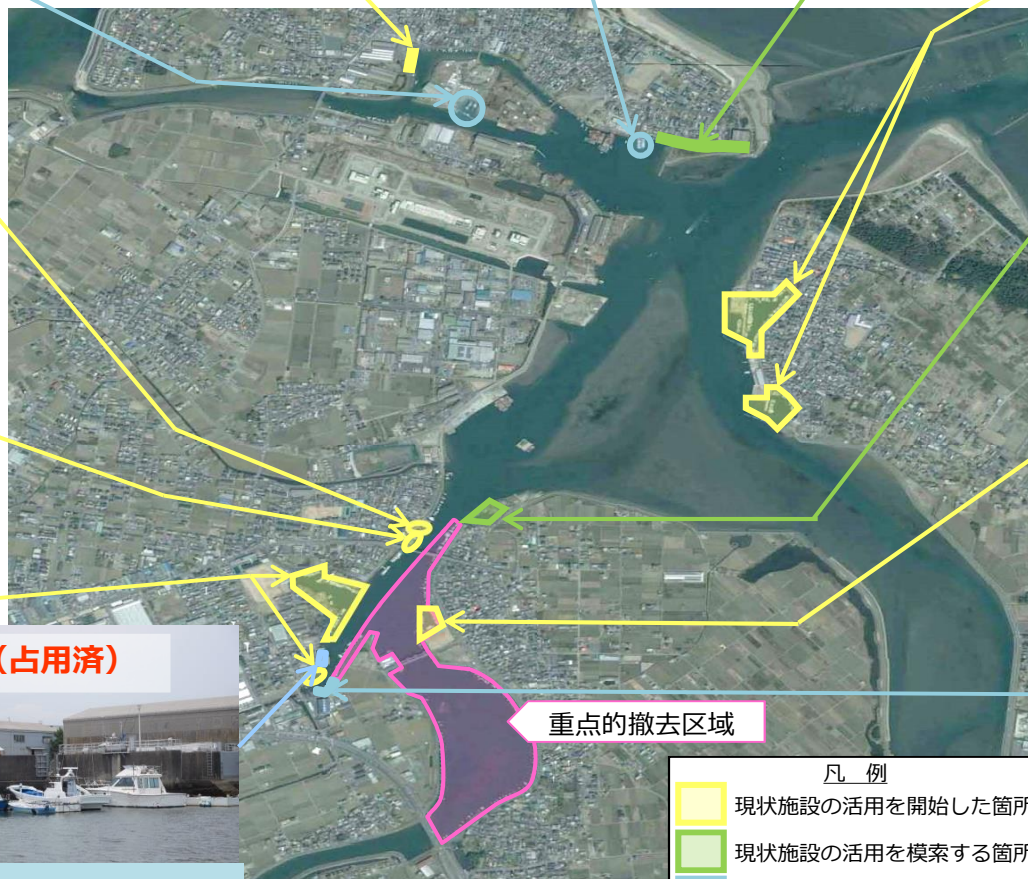
9 (占用済)

防潮水門下流左岸



12 (占用済)

プレア



重点的撤去区域

凡 例

現状施設の活用を開始した箇所

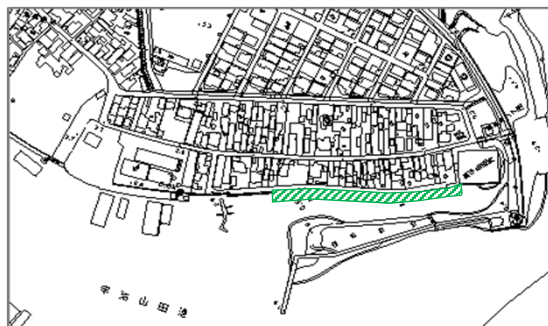
現状施設の活用を模索する箇所

民間事業者を活用する箇所

報告事項 | 係留場所の確保:係留が認められる施設

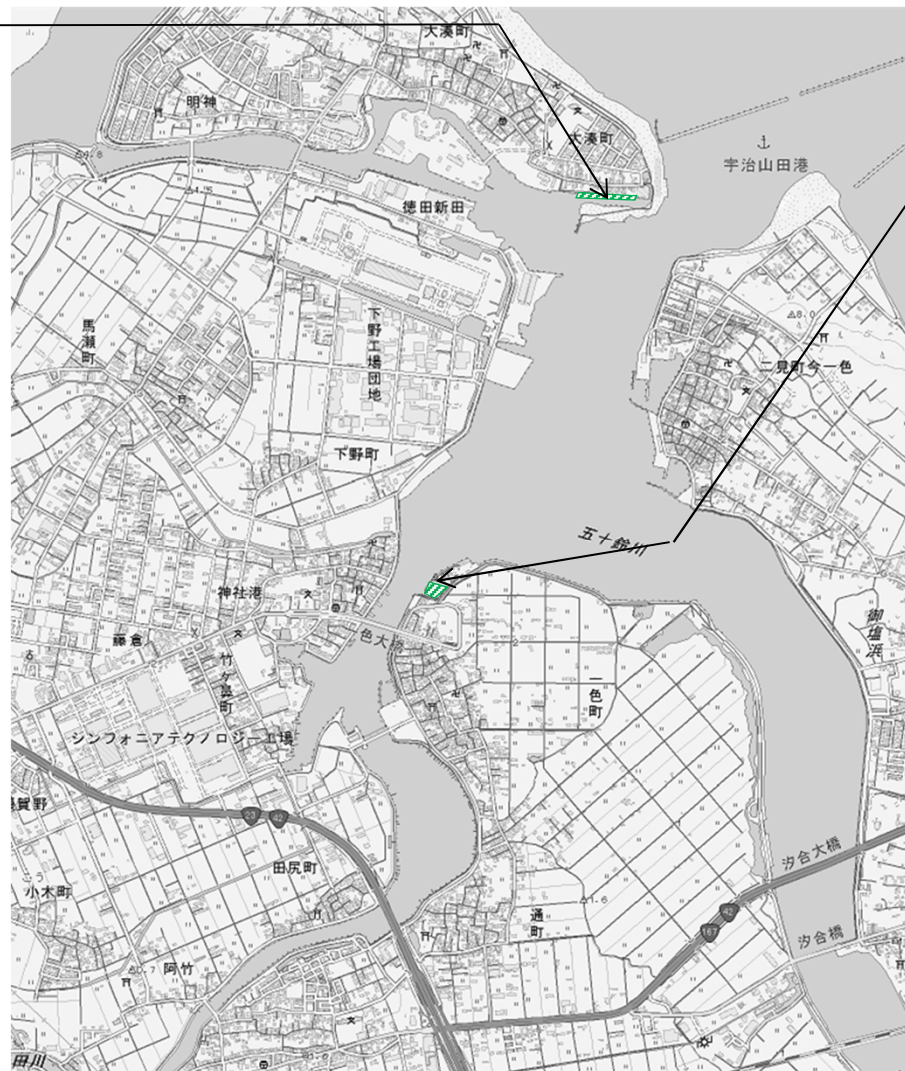
▼候補地④⑥の課題

④大湊川(五十鈴川合流点側)



【課題】
現地へのアクセス通路
及び駐車場が必要

調整が困難



凡例

現状施設の活用を模索する箇所

⑥一色町物揚場施設

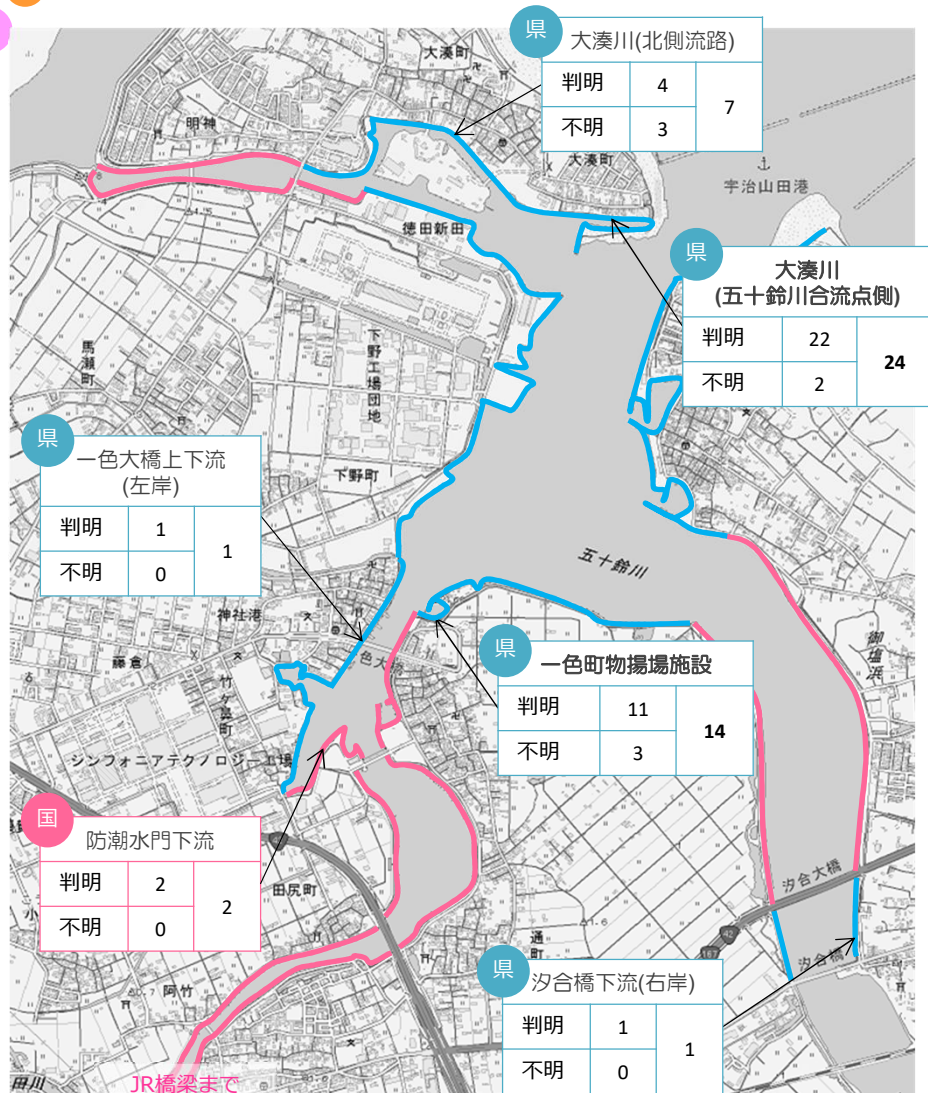


【課題】
水深が浅く、環境整備
(浚渫等)が必要
(現状では5隻程度し
か係留できない)

調整が困難

報告事項 | 不法係留船舶実態調査

▼令和4年10月時点（49隻）



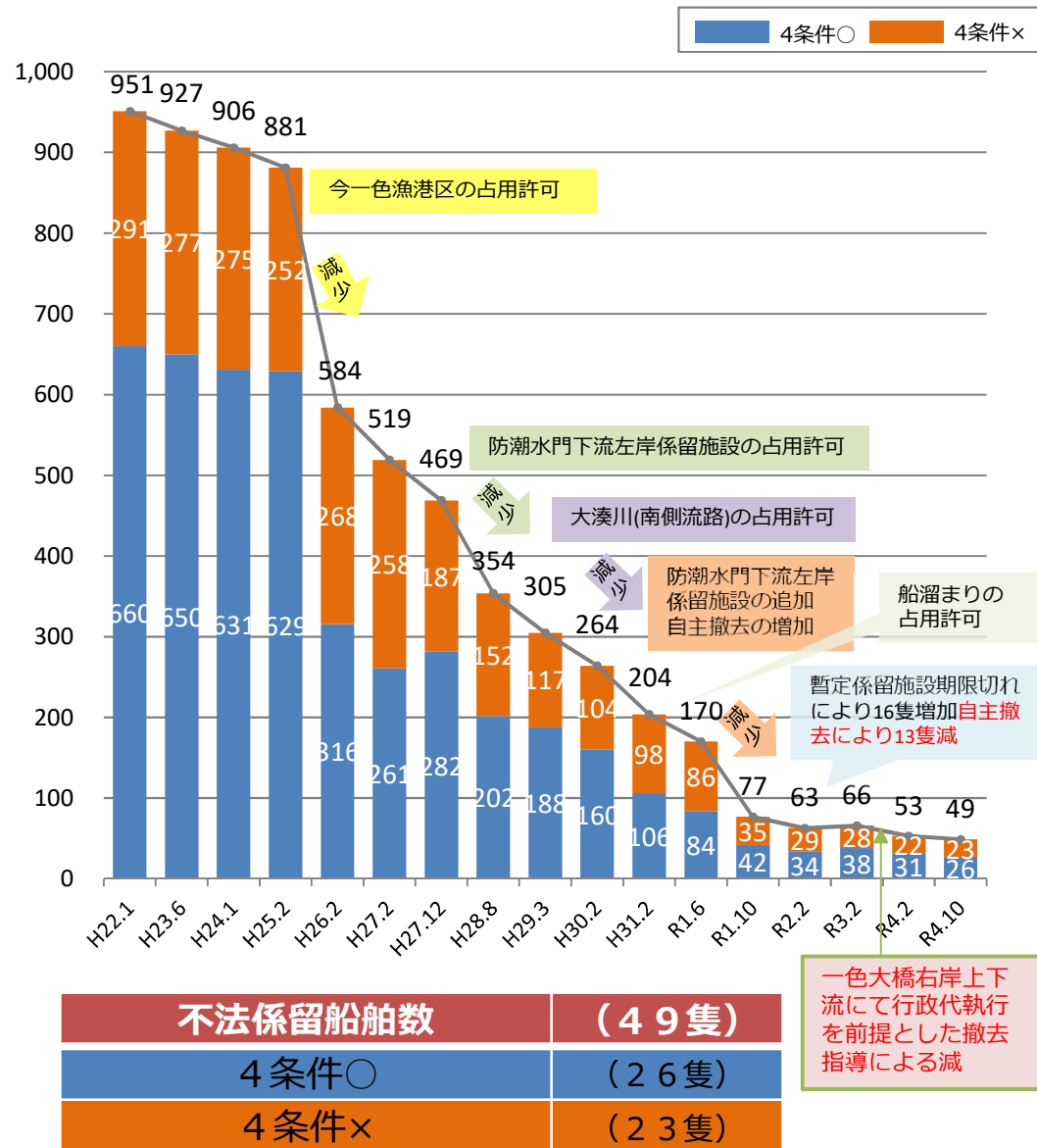
凡例

協議会対象区域における国管理区間

協議会対象区域における県管理区間

※一時係留船舶は除く

▼不法係留船舶数の変動（H22～R4）



不法係留船舶数

(49隻)

4条件○

(26隻)

4条件×

(23隻)

一色大橋右岸上下流にて行政代執行を前提とした撤去指導による減

報告事項 | 係留対象船舶数について

▼ 現在の状況（令和4年10月時点）

係留が認められる施設（空き状況）

現状施設	占用済	⑤今一色漁港区 ※基本的に漁船のみ	0	課題有り
		⑨防潮水門下流（左岸）	0	
		⑩一色大橋下流（左岸）	0	
		②大湊川北側流路 ※基本的に漁船のみ	1	
		⑪神社港（海の駅）	0	
		⑦一色町地先船溜まり	0	
	未占用	（④大湊川（五十鈴川合流点））	（35）	
		（⑥一色町物揚場施設）	（5）	
小 計		1	10	
民間マリーナ	①ゴーリキ	6		
	③マリーナ伊勢	3		
	⑧秀英工業	0		
	⑫株式会社プレア	0		
	小 計			9
合 計		10		

係留総船舶数（実際の係留数）（49隻）

内訳	4条件○	（26隻）
	4条件×	（23隻）

受け皿施設への対象船舶とする4条件

- ①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）
- ②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ④上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。

10隻（現状施設の空き）－26隻（4条件○）＝▲16隻分 不足

報告事項 | 規制の方針(港湾)

▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



(港湾法)
第三十七条の十一 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(略)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。



凡例

— 放置等禁止区域に指定済み

— 占用許可予定状況を鑑み放置等禁止区域の指定を検討します

報告事項 | 広報関係

▼ホームページ・マスコミ報道

三重河川国道事務所及び三重県伊勢建設事務所のホームページに協議会の活動（お知らせや開催結果）を随時掲載し、マスコミに投げ込み

三重河川国道事務所ホームページ



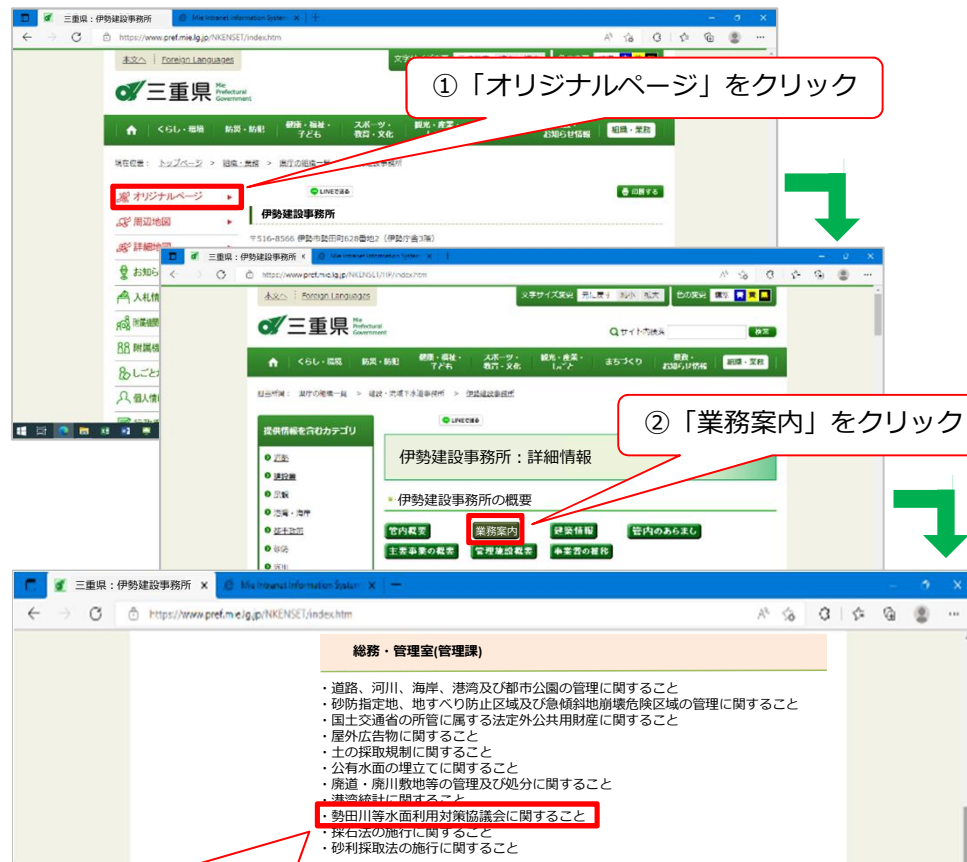
①トップ画面「河川のこと」をクリック

②「勢田川等水面利用対策」をクリック

ツイッターにも掲載



三重県伊勢建設事務所ホームページ

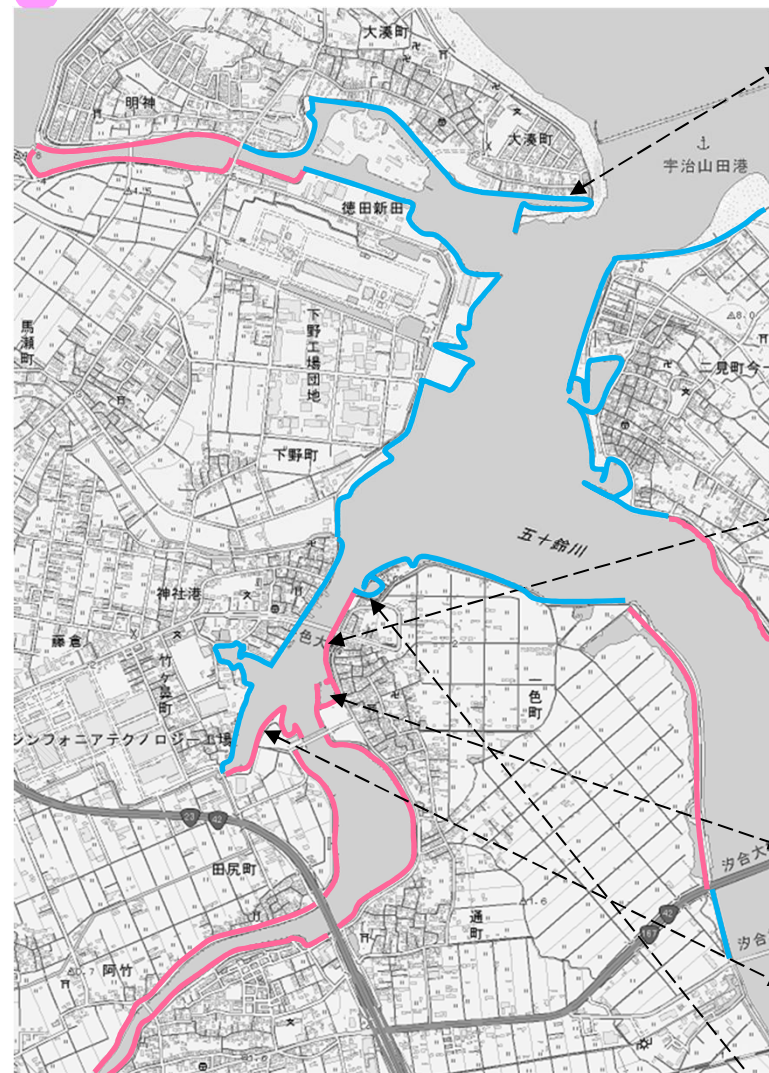


①「オリジナルページ」をクリック

②「業務案内」をクリック

③「勢田川等水面利用対策協議会に関すること」をクリック

報告事項 | 直近(第14～17回)の協議会での主な意見



凡例

協議会対象区域における国管理区間

協議会対象区域における県管理区間

意 見	対 応
「大湊川五十鈴川合流点」について、浚渫や駐車場や通路など課題が挙がっている。前向きに検討してもらえるのか。	大湊川五十鈴川合流点の課題については、前向きに検討し、浚渫については令和2年度に実施済み。
この場所は県で、この場所は国とするのではなく、県と国が協力してこれからの対策を進めていって欲しい。	国管理区間・県管理区間とエリア分けはしているが、協議会として引き続き関係機関が協力して対策を進めていきたい。
県管理区間の対策について、船や栈橋などの撤去を進めていくために、しっかり予算確保をして欲しい。	予算を確保できるように努力していきたい。
一色大橋上下流の係留船について、早期に船の移動を指導するとともに、悪質な者に対しては強制撤去の適用を考えてほしい。 また、移動撤去後、再度護岸に船が係留されないよう監視・指導を徹底してほしい。	これまでも指導を行っているが、行政代執行も視野に入れた指導を行う。 また、船の移動完了後は、係留施設を撤去を検討し、新たな不法係留船の発生を防ぐ。 →R3にゼロに。係留環を撤去。再係留無。
撤去要請された不法係留船が漁港に移動し、漁港に係留していた漁業者とトラブルに至ったケースを聞くことが度々ある。	撤去要請する際は適正な係留地へ移動させるよう指導していく。
一色町地先船溜まりで係留料未払い者がおり、放置等禁止区域を適用して区域外へ撤去要請できないか。	係留場所管理者と協力しつつ協議会としても問題の解決に向け取り組んでいく。
勢田川防潮水門下流左岸は、重点的撤去区域にも拘わらず、栈橋が設置され、季節係留されている。過去に移動した船舶がある中、不公平ではないか。	季節係留であっても不法係留。当該船舶及び栈橋所有者には、不法係留（違法状態）を認識させ撤去要請していく。 →R4に撤去要請。対応中。
物揚場にある座礁転覆しているヨットへの対応をお願いしたい。	現在、所有者に対して指導中であり、引き続き撤去要請をしていく。

報告事項 | 係留対象船の減 船舶の撤去対策(国管理区間)

▼係留船舶（栈橋）への移動要請（前回以降の主な実績）

■対象：防潮水門下流左岸 季節係留（冬場だけの係留）船舶1隻、栈橋1基

■移動要請を実施



所有者より、現在係留場所（防潮水門下流左岸）及び「一色大橋上流左岸」の合計2か所の占用及び係留希望の申し出あり

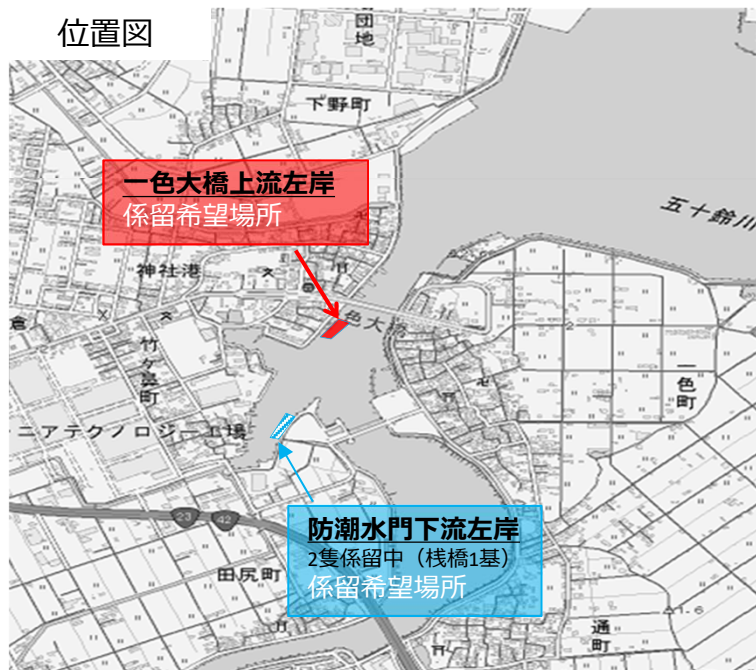


本協議会にて、その申し出の是非を協議

■協議会の意見を集約のうえ、占用手続きを検討する。

不法係留船対策に寄与すると認められない場合、強制撤去措置を見据えた移動要請を実施

位置図



防潮水門下流左岸
(係留希望場所)



一色大橋上流左岸
(係留希望箇所)

防潮水門下流左岸の不法状態が解消することで
国管理区間の不法係留船はゼロに！

報告事項 | 係留対象船の減 所有者不明船舶の撤去(県管理区間)

▼港湾区域における所有者不明船（廃船）等の撤去（前回以降の主な実績）



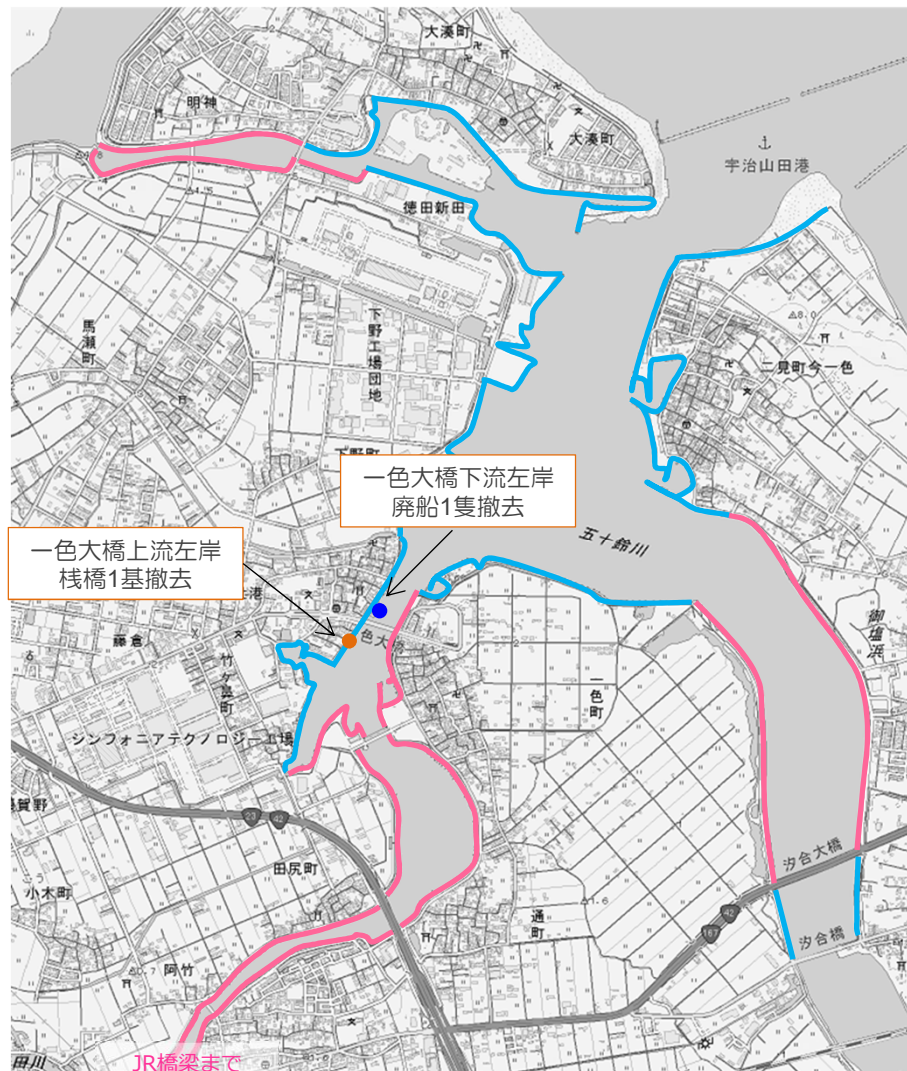
一色大橋上流左岸【栈橋撤去】



一色大橋下流左岸【廃船撤去】



引き続き調査を実施し、港湾施設への影響等を踏まえ、必要に応じて順次撤去を検討していきます。



凡例
—— 協議会対象区域における国管理区間
—— 協議会対象区域における県管理区間

協議・検討事項 | 係留場所の確保: 新たな係留場所

▼背景Ⅰ：係留が認められる施設が不足 ▲16隻分

▼背景Ⅱ：不法係留船所有者より、現在係留が認められていない場所（今回場所①及び②）の占用及び係留希望の申し出あり

協議事項 1：係留場所

👉 係留場所として不法係留船対策に寄与するか否か

協議事項 2：公募

👉 占用主体の決定に向け、公平性の観点から公募を適用するか



協議・検討事項 | 係留場所の確保: 新たな係留場所

▼協議事項 1 : 係留場所の協議 (場所①) ①係留場所として適切か ②不法係留船対策に寄与するか

【前提条件】

〈河川管理者として〉

- ・河川流水の流れによる流出が原因で、下流にある「一色大橋橋脚」への影響（損傷）が想定されるため、流出防止等の対策が必要。

〈港湾管理者として〉

- ・係留場所として問題なし。

【判断材料】 ～係留場所の位置づけ、経緯等～

〈場所の位置づけ〉

- ・当該場所は、河川法での重点的撤去区域外、港湾法での放置等禁止区域（予定）

〈施設（栈橋）の経緯〉

- ・施設（栈橋）は、港湾法により過去（S59,S60）に1年更新の許可あり。
河川法は許可の記録無し。現在は許可期限切れで不法係留状態。
- ・施設（栈橋）は、第16・17回協議会にて、撤去検討の対象としている。

〈これまでの対応〉

- ・過去、施設（栈橋）に係留していた船舶2隻は指導により移動
（H28.11 及び R2.11撤去確認）
- ・当該場所周辺の不法係留船等は指導により移動又は簡易代執行により撤去済。

〈適正な管理主体による不法係留船受入れ可能隻数〉

- ・船舶 2～3 隻の係留が可能であると想定。

一色大橋上流左岸



協議・検討事項 | 係留場所の確保: 新たな係留場所

▼協議事項 1 : 係留場所の協議 (場所②)

👉 係留場所として適切か 👉 不法係留船対策に寄与するか

【前提条件】

〈河川管理者として〉

- ・河川流水による流出の可能性は低い。

〈港湾管理者として〉

- ・係留場所として問題なし。

【判断材料】 ~係留場所の位置づけ、経緯等~

〈場所の位置づけ〉

- ・河川法での重点的撤去区域内
- ・港湾法での放置等禁止区域 (予定)

〈施設 (棧橋) の経緯〉

- ・過去から許可を受けておらず、不法設置 (棧橋) 及び不法係留 (船舶) 状態

〈これまでの対応〉

- ・過去、当該場所下流の不法係留船 7 隻は指導により移動 (R1.8撤去確認)
- ・季節係留の不法係留船であったため、R 4 まで明確な移動要請を行わず (常時係留の不法係留船対応を優先)

〈適正な管理主体による不法係留船受入れ可能隻数〉

- ・船舶 **7 隻** の係留が可能であると想定。

防潮水門下流左岸



協議・検討事項 | 係留場所の確保: 新たな係留場所

▼ 協議事項 2 : 公募の協議

👉 占用主体の決定に向け公募が適切か

応募資格

共通要件

- ①会社更生法又は民事再生法の手続きを開始していないこと。
- ②直近3年間に、法人税等の税金を滞納していないこと。
- ③役員が破産者で復権を得ていない者、禁固以上の刑に処せられ2年経過しない者、成年被後見人でないこと。
- ④暴力団が実質的に経営を支配する業者等でなく、また、委託先としないこと。
- ⑤過去に河川法、港湾法による監督処分を受けていないこと。
- ⑥NPO法人については、特定非営利活動促進法第42条の規定に該当する者でないこと。

個別要件

- ①伊勢市内に本店、本社又は主たる事務所を有する者
- ②過去5年間に同種業務の実績を有すること

●募集主体

国土交通省三重河川国道事務所
三重県伊勢建設事務所

募集条件

施設・設備の保守・点検および清掃等環境整備

- ①施設・設備の損傷の有無について、目視による日常点検に加え、施設の性能維持を目的とした点検を定期的実施すること。
- ②許可船舶の係留位置の点検、沈廃船の有無調査及び沈廃船の撤去等適切な措置を行うこと。
- ③施設・設備において、周辺も含め清掃・除草（処分を含む）等の日常管理を定期的実施すること。
- ④日報を記録し、まとめたものを毎年、河川管理者及び港湾管理者に提出すること。

災害時の対応

- ①事前に係留施設を点検し、係留船舶の固定等の災害対策を行うとともに利用者の避難誘導等の措置を講ずること。
- ②被災があった場合には、速やかに関係機関へ報告するとともに、応急対策は占用者自らが行うこと。

水質事故等の対応

- ①緊急時における関係機関（河川・港湾管理者、警察・消防・漁協等）及び利用者との連絡体制を確立すること。
- ②水質事故等は発生した場合は、速やかに関係機関に連絡すること。
- ③概ね30分以内に現場に赴き対応できる体制を確立すること。

利用者への指導

- ①利用者に対し、係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持等について適切に指導すること。
- ②利用者にかかる賠償責任保険に加入させること。

訓練の実施

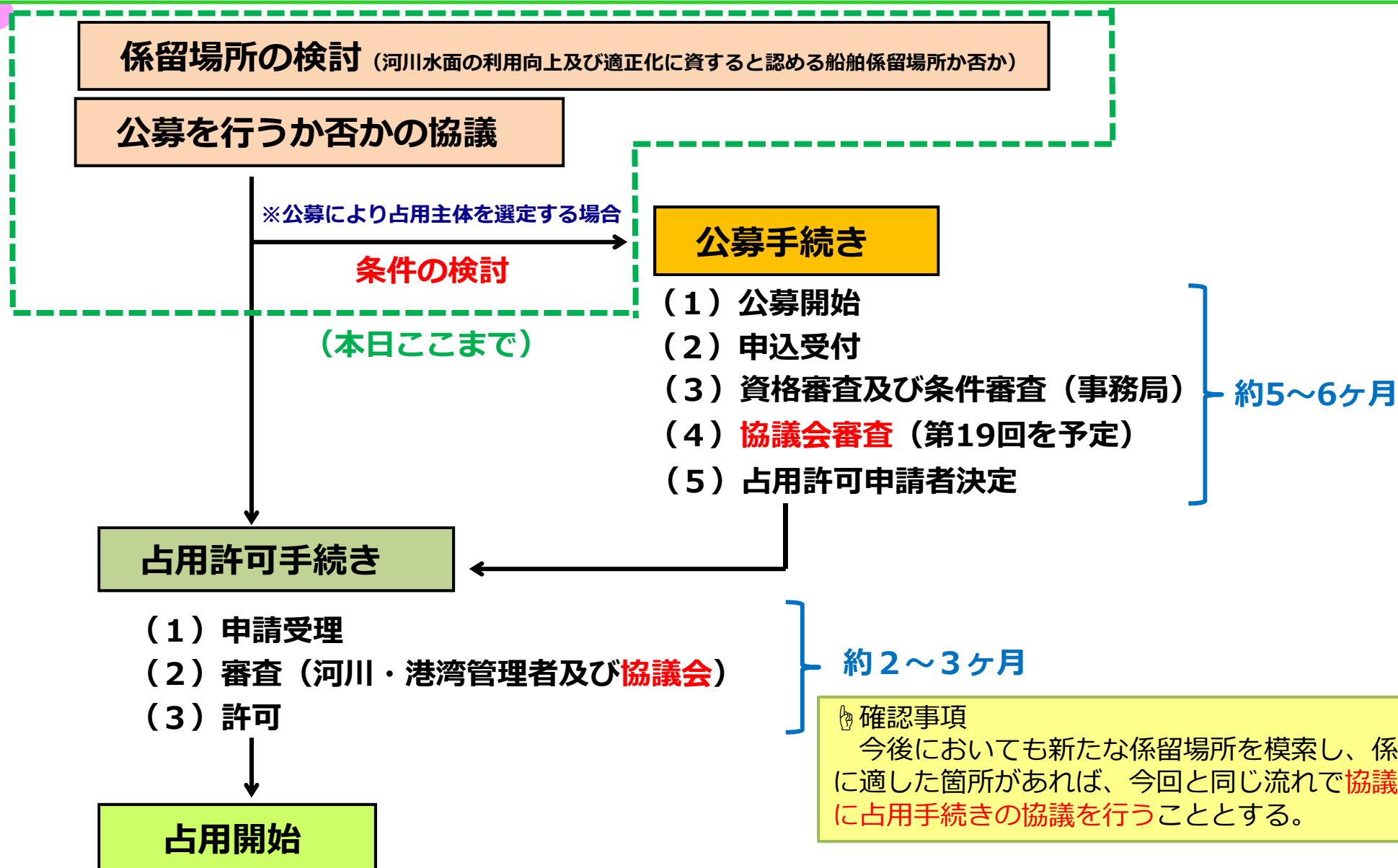
- ①台風、高潮、増水等の災害時及び水質事故が発生した場合に対応した訓練を実施すること。

管理運営

- ①係留対象船舶は、4条件を満たした船舶とすること。（追加指示で変更の可能性あり）
- ②地元（漁協、自治会、周辺民間マリーナ等）との連絡・調整を行うこと。
- ③施設内における係留対象でない船舶の所有者に対する指導等を行うこと。
- ④占用区域内における苦情・問合わせについては、責任をもって対応すること。
- ⑤協議会に協力して、放置船舶に対して広報活動等に取り組むこと。
- ⑥利用料金は、収支計画、施設の特性や近隣相場を勘案し、著しく高額でない料金で任意に設定すること。

協議・検討事項 | 係留場所の確保: 新たな係留場所

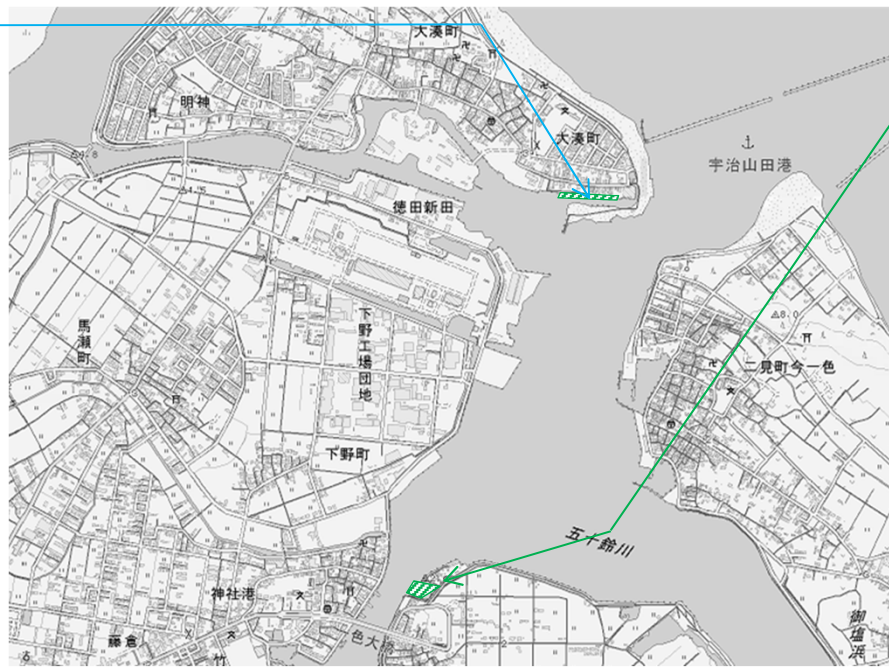
▼ 係留場所確保の計画から占用許可に至るまでのフロー



協議・検討事項 | 係留場所の確保:係留が認められる施設

▼協議事項3：占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所【候補地④⑥】

④大湊川(五十鈴川合流点側)



凡例

今回占用主体を決定する箇所

⑥一色町物揚場施設



【課題】 ④大湊川(五十鈴川合流点側)
アクセス通路及び駐車場の確保が必要
→調整は困難（行政での整備不可）

「調整」による占用主体決定の見込み：低

【課題】 ⑥一色町物揚場施設
水深が浅く浚渫が必要
→調整は困難（行政での浚渫不可）

【協議事項3】

公募手続きにより占用主体（管理者）を募集

※現状のまま活用、または課題解消は応募者が行うことを条件とする

→結果、占用主体（管理者）が決定しない場合は、移動要請を行う。

▼不法係留船ゼロに向けて

令和4年度以降の目標

〔Ⅰ.係留場所の確保増〕と〔Ⅱ.係留対象船の減〕を両輪とした対策を計画的に推進し、令和6年度までに不法係留船ゼロを目指します。

Ⅰ. 係留場所の確保増

R4

- ・ 現状施設の活用
- ・ 新たな係留場所の模索
- ・ 民間マリーナの活用
(占有エリアの拡大)

Ⅱ. 係留対象船の減

R5

R6

是正指導・強制撤去

※4条件×の船舶から先行

- | | |
|------------------------|---------|
| ・ 対面指導 | ・ 指示書交付 |
| ・ 注意書、警告書送付 | ↓ |
| ・ 現地へ警告看板設置 | ・ 監督処分 |
| ・ 所有者不明船の撤去
(簡易代執行) | ↓ |
| | ・ 行政代執行 |

協議・検討事項 | スケジュール

R4.4 令和4年度 R5.4 令和5年度 R6.4 令和6年度

I 係留場所の確保増

大湊川（五十鈴川合流点）

チャル 35隻

一色町物揚場施設

チャル 5隻

新たな係留場所

II 係留対象船の減

国
管
理

【所有者判明船】

残り2隻

【棧橋】

残り1基

県
管
理

【所有者判明船】

残り39隻

【所有者不明船】

残り8隻

【廃棄物・棧橋】

課題の解消、占用主体の模索

公募手続き

応募有の場合、占用開始

応募無の場合、移動要請

課題の解消、占用主体の模索

公募手続き

応募有の場合、占用開始

応募無の場合、移動要請

新たな係留場所の確保（占用エリア拡大等の模索、働きかけ）

* 〈協議会で承認の場合〉一色大橋上流左岸及び防潮水門下流左岸の公募、若しくは個別申請

* 一時係留船への移動要請

* 係留船舶所有者から係留場所の確保申し出、今回協議会にて協議

（協議会で不承認の場合）

警告書、指示書送付

監督処分

行政代執行

撤去指導、自主撤去状況の確認

* 注意書送付

* 警告書送付

* 指示書交付

監督処分

行政代執行

状況次第で順次実施

所有者の搜索調査、現地に注意書・警告書を順次表示

強制撤去（簡易代執行）を順次実施

事前準備

強制撤去（廃棄物処理）

事前準備

強制撤去（廃棄物処理）